各種大会等誘致事業補助金のご案内

遠軽町では、次のいずれかに該当する大会等を遠軽町に誘致し、かつ主催または主管する町内所在の団体等に対し、補助対象経費の２分の１を限度（飲食経費等を除く、大会等の規模により別途限度額あり）に補助金を交付します。

●交付対象となる各種大会等及び交付限度額

区　分		交　付　限　度　額
1	参加者が100人以上で宿泊を伴わない大会等 （参加対象者が町民に限定されるものを除く）	ア　参加者100人以上200人未満の規模　3万円 イ　参加者200人以上の規模　5万円
2	参加者が50人以上で、参加者の15人以上が宿泊するオホーツク総合振興局管内規模の大会等	20万円
3	参加者が50人以上で、参加者の30人以上が宿泊するオホーツク総合振興局管内規模を超える規模の大会等	ア　道東、北北海道大会規模　30万円 イ　全道規模　40万円 ウ　全国規模　別途協議

※この補助金以外に、町及び町行政委員会の補助金等の交付を受けるものや施設の使用料等の減免を受ける場合は、この補助金を受けることができません。

【問合せ先】遠軽町総務部企画課企画担当　☎（0158）42-4818

スポーツ合宿誘致活動助成金のご案内

遠軽町スポーツ合宿誘致委員会では、スポーツの練習や交流試合などを目的とする合宿で、遠軽町内の宿泊施設に３日間（２泊３日）以上滞在する５人以上の団体の合宿経費として、次の基準により助成金を交付します。

●交付対象となる団体

1　遠軽町でスポーツ合宿をする団体または団体を誘致した遠軽町内の団体

2　その他、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会が必要と認めた団体

●交付額

区分		町内の公共施設・公共施設に準じる施設 ［ 公共施設等 ］	町内の民間宿泊施設 ［ ホテル・旅館等 ］
宿泊費		【交付額】 合宿者1名について800円を交付します。 【交付額の割増】※6日間(5泊6日)以上滞在する場合 6日以上15日以内滞在　～　交付額の1.5倍 16日以上滞在　～　交付額の2倍	【交付額】 合宿者1名1泊につき1,000円を交付します。
	限度額	80,000円	200,000円
	加算額	合宿人数100名につき、5,000円を加算します。 〔交付額とは別に加算〕	
交通費		1　北海道外から20名以上の団体が合宿する場合、最寄りの空港（女満別空港・紋別空港・旭川空港に限る）から送迎のために、民間バスを借り上げる経費を交付します。ただし、町内の移動経費は除外します。 2　練習等で使用する体育施設が、悪天候または何らかの事情により使用できない場合、他の施設で練習するための移動手段として、民間バスを借り上げる経費を交付します。	
講習会開催の謝礼		合宿期間中に、町民を対象として実施団体の指導者等が行う競技講習会（実技指導等）を開催した場合、謝礼として1団体につき20,000円を交付します。	
交付金算定の特例		1　交流試合や合同合宿などを目的とする同一種目による同一期間の合宿については1団体とみなして助成金を算定します。 2　助成金の交付は、1団体につき同一年度内1回限りとします。 3　合宿期間中に本町で開催される大会（練習試合、交流試合は除く）に、合宿をしている一部の者または全員が参加する場合は、設定された大会期間（開会式を含む）を滞在日数から除外して算定します。 4　民間から借り上げる交通費の助成は、町営バスが使用できない場合に限ります。 5　講習会開催の謝礼は、大学生、社会人等が行う競技講習会（実技指導等）の場合に限ります。 6　公共施設等に宿泊して遠軽町スポーツ合宿誘致委員会が所有する布団等を使用した場合は、クリーニング代を実費負担していただきます。	

【問合せ先】遠軽町教育委員会社会教育課　☎（0158）42-2191